

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命 令 (畜産振興課)	1

告 示

高知県告示第848号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について豚熱の発生を予防するための家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 実施する区域
県内全域
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚又はいのししであって、当該家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が必要であると認めるもの
- 実施の期日
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
- 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内への注射